

平成 30 年4月1日スタート

～産後のお母さんが少しでもホッとできますように～



## 飯田市産後ケア事業(宿泊型)のお知らせ

出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活をスムーズにスタートさせるため、病院や助産所に宿泊して、心身のケアや育児のサポートが受けられる産後ケア事業が始まります。

### ▼利用できる方

市内に住民登録がある、出産退院後のお母さんと生後4か月頃まで（5か月未満）の赤ちゃんで、ご家族などから十分な家事・育児などのサポートが受けられない、次のいずれかに該当すると医師又は助産師が認めた方（医療を受ける必要のある方は対象外）

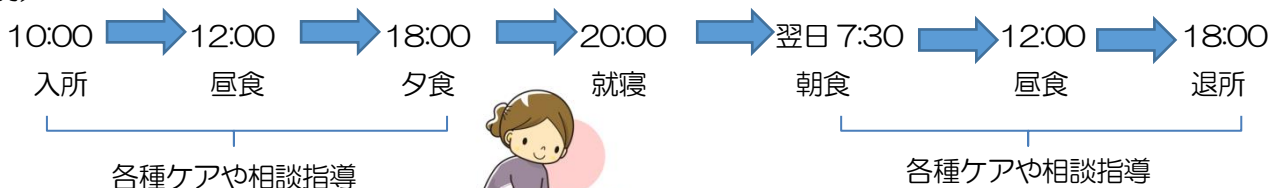
- 産後のからだの回復に不安がある
- 育児に不安がある
- 休養や栄養など生活面で相談を必要とする



### ▼利用中に受けられる支援の内容

- 1 お母さんの心身の健康管理と生活面の相談
- 2 乳房ケアと授乳の相談
- 3 赤ちゃんの沐浴、発育等の育児相談や指導
- 4 お母さんの休息、食事等の提供

(例)



### ▼利用可能期間

○原則6泊7日まで（分割利用可能・特に必要と認められる場合延長可能）

### ▼期間の算定

- 1 出産した施設以外で利用の場合：利用を開始した日から起算し、終了した日までの日数とします。
- 2 出産した施設で引き続き利用の場合：退院した日の翌日から起算し、終了した日までの日数とします。

## ▼利用料金

利用者負担額	利用料金の2割 *費用から市負担額を差し引いた金額
市負担額	利用料金の8割 *上限1泊2日あたり4万8千円

例：1日3万円の施設を1泊2日利用した場合の自己負担額1万2千円

- 利用料金は施設によって異なります。
- 市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は減免制度があります。
- 双児以上のご相談ください。
- 料金以外に費用がかかる場合や、持参していただく持ち物がある場合があります。  
各施設にお問い合わせください。

### 【全額自己負担の例】

衣服等の洗濯料又は賃借料、赤ちゃんのミルク及びおむつ代、赤ちゃん以外のきょうだいの利用料

## ▼利用方法

下記の利用可能な施設にご相談のうえ、飯田市保健課(本庁舎)に申請をしてください。  
利用には医師又は助産師の意見を記載した申請書が必要です。



## ▼申請時に必要な書類等

- 飯田市産後ケア事業利用申請書兼個人情報提供・閲覧同意書
- 母子健康手帳、印かん

## ▼利用可能な施設（委託医療機関等）

H30.4 現在予定

医療機関等名	住所	電話番号	備考
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159-1	0265- 36-2255	きょうだい等（多胎を除く）の同室利用 不可
よしみ助産院	飯田市立石 710	090- 8326-7045	きょうだい等（多胎を除く）の同室利用 要相談

## ▼問い合わせ・申し込み先

飯田市 健康福祉部 保健課 健康推進係  
住所 〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地（1階 A9窓口）  
電話 0265-22-4511 内線 5515  
時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

